



【目次】

- 事業承継を考える 第1回
- 役員の税務 第2回
- エコポイント制度
- さくらインターネット会計のご紹介

中小企業の経営者が直面する最大のイベント

事業承継

を考える



シリーズ第1回

● 事業承継の不安要素と企業の選択肢

昨今、新聞やニュースでも良く耳にするようになった「**事業承継**」。現在、多くの中小企業の経営者がこの事業承継問題を抱えていることと思いますが、現状では、「会社の存続に向けて計画的に行っている」「不安ではあるがどうすれば良いかわからない」「あまり考えていない」などと、企業の対応は様々ようです。

近年では国も深刻な問題であると受けとめて、経営承継円滑化法の創設や相続税・贈与税の納税猶予制度の創設、全国に事業承継の相談機関を設置するなど、円滑な事業承継に向けた対応がなされています。

そこで本誌では、この「**事業承継**」をテーマに取り上げてポイントをわかりやすく解説するとともに、事業承継に関わる税金問題についてシリーズで具体的にご紹介していきます。今号では事業承継の入り口として「**事業承継の不安要素と企業の選択肢**」についてご紹介します。

事業承継の不安要素

- 会社を引退したいが後継者がいない
- 息子を後継者に考えているが先が不安だ
- 役員の中には任せられる者はいない
- 息子に打診したが将来の先行き不安を理由に断られた
- 後継者もいないし会社を廃業したいが、社員のことを考えると・・・
- 会社ごと買ってくれる企業はないだろうか
- 借入金の保証を背負うのは重荷だ
- 社長がなかなか譲らないため準備できない

経営者や後継者候補が抱える悩みや不安はその企業によって多種多様ですが、後継者候補がいるかないかによって、その方向性は大きく異なります。

企業の選択肢



後継者候補がいる

- 親族内の後継者へ承継
- 親族外の役員又は社員の後継者へ承継

後継者候補がない

- 近年普及しているM&A（売却・合併）の実施
- やむを得ず廃業する

※年間約29万社の廃業のうち、後継者不在による廃業が約7万社に上るとされています。（中小企業白書より）

事業承継問題についてお悩みの方は弊社担当者までご相談ください。次回は後継者候補がいる場合の事業承継を掲載予定です。

役員 の 税 務

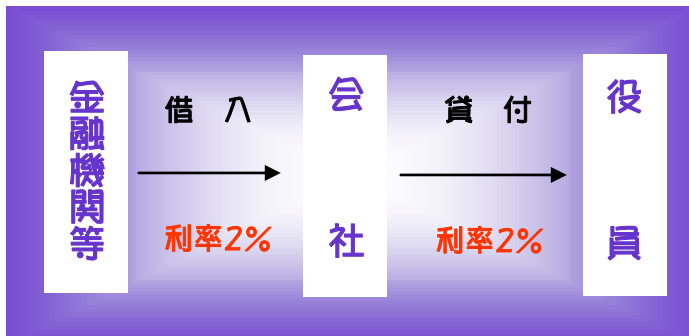
第2回～役員に対する経済的利益①～

会社が役員に金銭を貸し付ける（**役員貸付金**）、または、会社が役員から借入を行う（**役員借入金**）という取引はよく見受けられます。今回は、**会社と役員間の金銭貸借**において、税務上気をつけなければならないポイントを見ていきましょう。

◆ 役員への貸付

会社が役員に対して金銭の貸し付けを行った場合、**役員から利息を受け取る必要があります**。このとき、**利息を受け取らない、もしくは通常よりも低い利率で貸し付けを行うと、役員に利息相当額の経済的利益を与えたこととなり、通常の利息額と実際に受け取った利息額の差額が、役員報酬とみなされ、源泉徴収の必要が生じます**。この経済的利益の額は、役員賞与と扱われることはなく、定期同額給与の規定には影響ありません。税務上、通常受け取るべきとされている利息額は、以下のとおりです。

① 金融機関等の借入がある場合→借入金の利率



② ①以外→おおむね10%

③ 役員の居住用土地建物取得資金→おおむね5%

※②、③について、平成12年1月以後に新規貸付されたもの→前年11月末日の公定歩合+4%

例えば 貸付金100万、前年の公定歩合1%の場合
受け取るべき利息額

$$1,000,000 \times (1 + 4)\% = 50,000 \text{円}$$

check

このとき、会社が20,000円しか受取っていなければ、**差額の30,000円が役員報酬**となります。

ただし、以下の場合には例外的に無利子、低利率で貸し付けを行っても課税はされません。

- ① 災害、疾病等により臨時的に生活資金が必要となり、その貸付金の返済期間が合理的であると認められる場合
- ② 使用者の借入金の平均調達金利など、合理的と認められる利率を定め、利息を徴収している場合
- ③ ①、②以外で、会社の一事業年度内の利息額が5,000円以下の場合

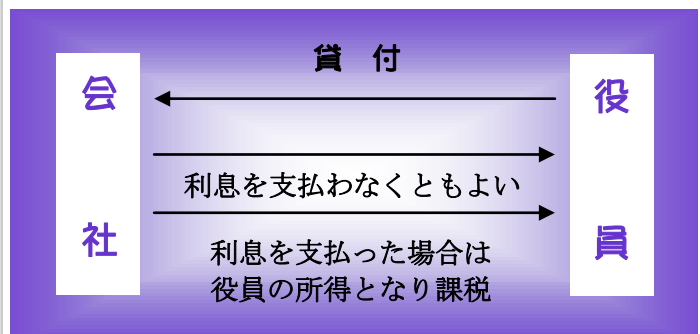
◆ 役員からの借入

会社が役員から借入を行う場合、**役員に対して金利を支払わなくとも、会社に不利益はないので、原則として受取利息の認定が行われることはありません**。

また、無利息、低金利で借り入れた場合、通常の金利との差額は受贈益となりますが、同時に同額の支払利息が計上されるため、利益に影響はないことから**課税上の問題はありません**。

実際に会社が役員に利息を支払う場合は、その金額が適正であれば、会社の費用となります。

また、役員はその利息が雑所得となり、所得税が課税されるため、利息として受け取るよりも、役員報酬として受け取ったほうが、給与所得控除の適用を受けられるため、有利といえるでしょう。



次回は役員に対する経済的利益②を掲載予定です。

エコポイント 制度

始まっています

地球温暖化対策の推進、経済の活性化、地上デジタル放送の普及を目的として、**平成21年5月15日**から**エコポイント制度**が始まりました。

この制度は、対象商品を購入した者に対して商品に応じたエコポイントを付与し、そのポイントに応じて商品券や省エネ製品と交換できるというものです。そこで今回は、未定の部分ではありますが、6月12日現在で決まっている事を元に制度の概要を掲載します。

◆対象商品◆

統一省エネラベル**4つ星以上**の下記商品（**新品**に限る）

- ・ エアコン
- ・ 冷蔵庫
- ・ 地上デジタルテレビ放送対応テレビ

※統一省エネラベルが設定されていなくても、4つ星以上と認められれば対象となる。

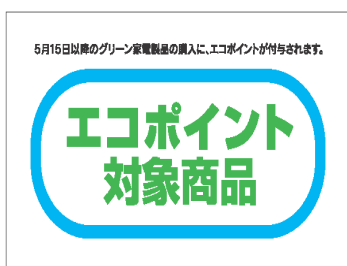
統一省エネラベル図



この★が4つ以上黄色になれば対象商品です。

なお、量販店によって異なりますが、対象商品には**下記**のようなラベルが貼られているようです。

対象商品ラベル図



◆付与ポイント◆

- ・ エアコン
冷房能力が高いほど多く、6,000～9,000ポイント
- ・ 冷蔵庫
容積が大きいほど多く、3,000～10,000ポイント
- ・ テレビ
サイズが大きいほど多く、7,000～36,000ポイント

◆ポイント交換商品・サービス◆

下記のもが予定されていて、6月中旬以降に具体化していくようです。

- ・ 商品券、プリペイドカード
- ・ 省エネ、環境配慮に優れた商品
- ・ 地域振興券、地域産品



◆ポイントの付与と商品の交換◆

7月1日より郵送かHPでの申込。

郵送の場合は専用の用紙に住所や交換希望商品を記入し、保証書のコピー、領収書・レシートの原本、家電リサイクル券のコピー（リサイクル者のみ）を郵送する。HPで申し込みの場合でも領収書等は別途郵送する。

※保証書や領収書は購入日、購入店、購入製品が分かるもの。

以上のように、まだ未定の部分を残しながらスタートしたエコポイント制度。最近の新聞等での報道ではエコポイント効果で対象商品の売れ行きが好調なようです。買い替えを検討している方々にとっては購入を後押しする好材料となりますが、まだ必要もないのにただ単にブームだからといった理由で購入してしまっただけで終わってしまいます。**この制度は法人でも適用される**ので、福利厚生の一環に、社内環境の整備に、エコポイント制度の利用を検討してみてもいいかもしれません。

さくらインターネット会計

当事務所で導入しています新しい会計ソフト「さくらインターネット会計」につきまして、複数回にわたりご紹介させていただきます。

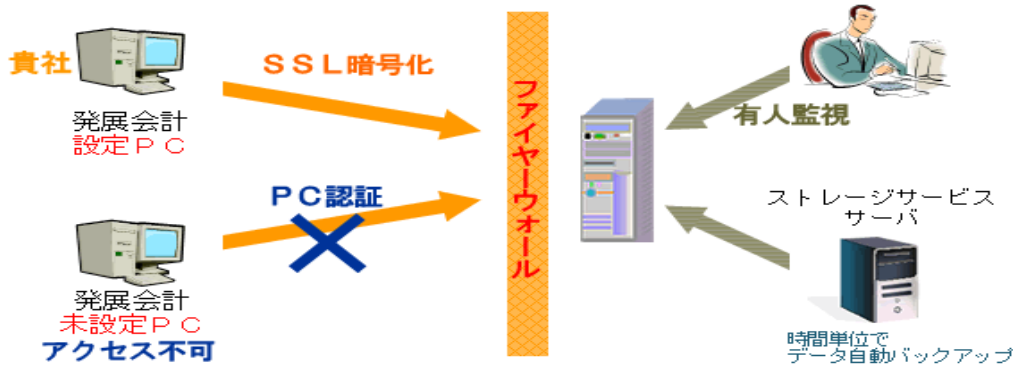
第四回目として、この「さくらインターネット会計」の機能について述べさせていただきます。



万全のセキュリティー体制を構築

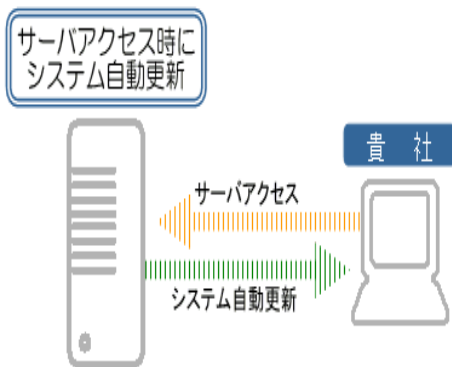
インターネットバンキング同等の高いセキュリティー体制

会計データを保管するインターネットデータサーバーの運営や監視は、銀行などのサーバー管理専門のデータセンターにて行っております。PC認証やファイヤーウォールなど、複数のセキュリティー対策で万全を期しております。また、万が一の際にも、時間単位でデータバックアップを実施しているため、貴社の大切なデータは安心です。



システムバージョンアップは自動実行、常に最新のシステム環境を保障

法改正などによる会計システムのメンテナンスは、サーバー側で自動実行いたします。従来型の会計システムのように、アップデート用CDの各PCへのインストールやインターネットでの更新用ファイルのダウンロードなどのシステム利用者への手間は一切不要です。常に最新のシステム利用環境を保障いたします。



- >>>消耗品なし
- >>>追加コストなし
- >>>会計データの自動バックアップ
- >>>システム機能(帳票等)の利用制限なし
- >>>堅牢なセキュリティー
- >>>システムの自動バージョンアップ

月刊グローバル 2009年7号

2009年6月20日発行

発行者 さくらマネジメントグループ 広報委員会

編集後記

繁忙期が過ぎ、時間にも心にも多少ゆとりが持てる時期となりました。このせっきくのゆとり時期を、ただ単に過ごすのではなく、いかに有効活用するかが、大切だとも思います。知識向上のため、いろいろな計画を練っているところです。(内木)



税理士法人 さくら総合会計 株式会社 道央医療コンサル
 株式会社 さくら総合M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
 労働保険事務組合道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
 庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
 花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合
 エスパイエス事業協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948
 E-mail info@dao.or.jp
 URL http://www.dao.or.jp



ホームページではフルカラー(PDF形式)でご覧いただけます。